

にほかならない。

第一声は、2009年10月の全国安全センターによる厚生労働省交渉であり、以来毎年認定基準改正を求めてきた。

国会対策では、2010年1月、民主党の今野東副幹事長（故人）に陳情し、『政権交代効果』と報じられた。

同年4月、公明党の山本博司参院議員が厚生労働委員会ではじめて質問し、長妻昭大臣らによる前向き答弁を引き出した。同党の渡辺孝男参院議員（脳外科医。画像に見えない脳損傷の存在は、世界の常識と指摘）も引退まで3回国会質問し、このたびの通知の立役者である。

報道では、友の会結成時のNHK首都圏のニュース、2009年12月（1面の記事）以来、毎日新聞の穴戸護記者による記事や、2010年と2011年の二度にわたる『読売医療ルネサンス』の連載記事などがある。

裁判では、よこはまシティユニオンが労災再発裁判をたたかう。宅地造成現場で頭部に落下物が直撃した被災者は、障害一時金にとどまり、生活が困窮している。重症MTBIの被災者は複雑多岐にわたる障害にくるしめられ、少なからず生活保護を受けている。

労災の障害等級裁判と、再発請求裁判が最高裁にかかっている（山梨労働局案件と・北海道局案件）。労災再発裁判では、東京地裁が現症をTBIと正しく認定したものの、原因を不明とする不合理な判決。さらに東京高裁は、

なんと「高次脳機能障害によって身体性機能障害が起きる」とする判決で、最高裁がこのような初歩的な誤りを正すか注目される。高次脳機能障害（認知障害）も、身体性機能障害も、TBIによる結果なので、高次脳機能障害によってからだのまひが起きることはありえないからだ。

厚生労働省の攻防

前述の山本参院質問後、2010年6月～12年6月に、6回の厚生労働省のMTBI省内連絡会が開かれ、石橋医師や友の会もヒアリングに応じた。

その後、九州の会員が地元の藤田一枝厚生労働政務官（民主）に陳情した結果、藤田政務官はWHOに沿った労災基準改正を指示。ところが、2012年11月の第7回連絡会で、補償課が政務官の指示を拒否。

それを聞いた藤田前衆院議員が、郡衆院議員を通じて依頼し、5月9日に民主党の津田弥太郎参院議員が厚生労働委員会で、MTBIを見逃さないため、

WHOのMTBI三大要因など、かつWHOの診断基準を満たす被災者に、体系的な神経学的検査を行うよう提案。また、石橋医師に会うことも提案し、6月20日に石橋医師と榊屋敬悟副大臣（公明）との会見が実現した。

また、この間共産党の田村智子参院議員のもとで労災について（初鹿明博衆院議員のもとでも）、塩川鉄也衆院議員のもとで公務災害について、それぞれ当局との交渉が持たれた。

さらに、友の会の働きかけと公明党の尽力により、東京都と特別区23区中18区会などが、MTBIに関する国あて意見書を、全会一致などで採択しており、その意見書では、石橋医師がMTBIを診断する為に実践する、他覚的・体系的な神経学検査方法を採用するよう求めている。はじめて国あて意見書を採択した大田区では、石橋医師の監修で、MTBIのリーフレットも作った（前頁参照）。 

（軽度外傷性脳損傷友の会事務局長 斎藤洋太郎）

看護師中皮腫二件目の認定 大阪●ゴム手袋再生でタルクに曝露

昨年8月、医療用ゴム手袋をガス滅菌し再利用するための作業工程において、アスベストに曝露した元准看護師（山口県）が、悪性胸膜中皮腫を発症し、労災認

定された（2012年12月号参照）。今回、新たに東大阪市の元看護師が中皮腫で死亡した件についても、東大阪労働基準監督署が労災認定した。

以前は、医療用のゴム手袋をガス滅菌したうえで再利用している病院が多くあった。ガス滅菌を行うための作業工程において、「打ち粉」としてタルクが使用されていましたが、そのタルクにはアスベストが混入していた。

タルクとは滑石ともよばれる白い石。産業用には原石を粉碎して非常に細かい粉にして使用することが多く、ゴム製造、製紙、農薬・医療品製造、化粧品製造など多くの分野で利用されている。また、ベビーパウダーや「おしろい」は、まさにタルクそのもので、顔料などにも使用される。

昨年の1例目の労災認定事案を受け、同じ作業に従事した看護師・看護助手の方々のアスベスト被害の拡大が懸念されていたが、残念ながら二人目の被害が確認された。

今回、悪性胸膜中皮腫を発症された高田節子さん（2013年1月15日死亡、68歳）は、広島県や大阪府の病院に看護師として約40年間勤務された。そのうち約12年間（1983年～1995年）は、東大阪市にある病院の手術室と中央材料室に勤務し、ゴム手袋の再利用の作業に従事された。その間に、タルクに混入していたアスベストに曝露されたのだった。

節子さんは、2012年春に悪性胸膜中皮腫と診断された。居住歴や家庭内においても石綿曝露はない。ご本人もどこでアスベストに曝露したのかわからず、ご主人が建設会社の営業職をされていたので、ご主人の作業着に付着した石綿が原因ではないかと



疑われていた。昨年8月の山口県の河村さんの報道を通じ、同じ作業を行っていた記憶が蘇ったのだった。

病院の医師の勧めで環境再生保全機構への申請を行っていたが、「山口県内の産婦人科の診療所で働いておられた元准看護師の河村三枝さんの記事を読ませていただき、私も昭和58年から約10年間手術室と中央材料室に勤務していて、ゴム手袋再利用のため、タルクを取り扱っていました。何年間取り扱っていたのか記憶がはっきりしないのですが、数年間は取り扱ったと思います」との手紙を添えられた。そして、昨年9月には、東大阪労働基準監督署に労災申請を行った。残念ながら、労災申請の結果を聞くことができないまま、本年1月に他界された。

高田さんの件は、監督署では判断できず、労働局を通じ本省協議案件となっていた。本省の専門検討会を経て、東大阪労基

署は5月13日付けで休業と療養の労災認定を行い、5月22日付けで遺族年金と葬祭料の請求を労災と認めた。高田節子さんが待ち望んだ認定通知が、最初にご遺族の元に届いたのは5月20日であった。

今回の労災請求に当たり、高田さんの同僚の協力があった。「ゴム手袋の再利用作業を一緒に行った。当時の医療現場では手袋の再利用が当たり前で、その際にはタルクを用いていた」と証言された。同僚の証言からも、昨年の労災認定が特別案件ではなかったことが明らかとなった。

節子さんは、看護師の仕事に誇りを持ち、後輩の育成を常に気を配られていたそうである。中皮腫を発症され、タルクに含まれるアスベストの危険性を知ってからは、同僚の健康を気遣い、全国の看護師や看護助手の方々の石綿関連疾患の発症を懸念されていた。そうした思いもあり、5月26日に関西労働者安全センター

において、労災認定されたことを伝える記者会見を行った。

会見においてご家族は、「肩にちょっと触るだけでも激痛が走るほど苦しんでいた。石綿による中皮腫は潜伏期間が長く、これから症状が出る看護婦もいるのではないか」と危惧され、「妻は、今回の労災認定を通じて、同じ仕事をしていた同僚や後輩たちが大丈夫なのか、身をもって問題提起した」と話された。また、会見では、同僚の証言をもとにタルクをまぶす作業を再現したが（前頁写

真）、白い粉が煙のようにもうもと立ちこめる状態であり、粉じん職場といってもおかしくない状況が明らかとなった。

マスコミの報道を通じて、同じ作業に従事された方は不安を抱えており、元看護師の方からの相談が続いている。今後も、患者と家族の会の皆さん、全国センターのネットワークも通じて、被害者の掘り起しと、行政への働きかけを強めていきたい。



（ひょうご労働安全衛生センター）

造船労働者の中皮腫労災認定 神奈川●厚生省の事業場名公表きっかけ

腹膜中皮腫で亡くなられた小宮さん（享年78歳）の労災請求が支給決定された。

小宮さんは、1953年から2009年まで約40年間、旧日本鋼管(株)の浅野造船所や鶴見造船所で働いていた。新造船や船舶修理の工事に際し、船舶内での高所作業における足場の設置や解体作業を専門に行っていた。足場の設置や解体作業中に、船舶内で多量に使用され、飛散していたアスベスト（石綿）に曝露し、腹膜中皮腫を患ってしまったのだった。

小宮さんがお腹が痛いと言い、最初に病院に行ったのが2012年7月21日のこと。腹部のCTを撮るとお腹に水が溜まっており、7月24日に精密検査をし、即

入院が必要と言われた。主治医は当初、腹水と腹膜周囲の腫瘍という症状から「悪性腹膜炎」を疑ったが、確たる診断はつかなかった。

そんな中、ご家族が「一体何の病気だろう?」と考えるうちに、ふと、「アスベスト」という文言が思い浮かんだという。と言うのも、厚生労働省が公表した「石綿曝露作業による労災認定事業場」を数年前に新聞で見て、その中に「日本鋼管の鶴見造船所や浅野造船所」の名前を見つけ、父が気に留めていたのを思い出したからである。そこでインターネット等で調べる中で、神奈川労災職業病センターを知り、電話をした。8月17日のことだった。

早速、小宮さんの自宅を訪ねると、ご本人は入院中で、衰弱されていて話すのも困難な状態ということだったので、ご家族から仕事の内容等をうかがったが、詳しくはわからなかった。小宮さんの場合は幸い労災認定されたが、認定にあたり、かつての作業内容と今の病気との因果関係を明らかにすることは非常に重要である。その意味でも、曝露して後、数十年たってから発症してしまうアスベスト疾患のような病気は、元気づけに作業内容や職歴を明らかにしておくことが本当に必要だとあらためて意識した。

小宮さんは、辰己興業という会社（船舶工場の足場専門の下請け業者、現在は廃業）の従業員として、浅野造船所や鶴見造船所で、新造船や船舶の修理工事における船内や船外にかけける足場専門の仕事に従事していた。船舶の工事はボイラー、溶接、配管、電気、塗装、各種義装、吹き付けなどあらゆる高所作業において足場を組む。小宮さんが足場を組んだりばらしたりしているすぐ隣で、ボイラーや配管の断熱、鉄骨の吹き付け、溶接や溶断の火よけ等の用途でアスベストが多量に使われ、周囲に飛散していた。つまり、小宮さんは、アスベストを直接取り扱う作業には従事していなかったが、まわりで多量に使用され飛散していたアスベストに間接的に曝露し、腹膜中皮腫を発症したのである。

ご家族からうかがった小宮さんの造船所内での仕事内容から「労災」と確信し、ご家族とともに